



重点事項3

国家資格等に係る手続のオンライン化

→ ~調理師、製菓衛生師、全国通訳案内士、クリーニング師、登録販売者における
「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用~

令和4年7月11日

関西広域連合・滋賀県・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県

関西広域連合について

- 2府6県4政令市で構成する特別地方公共団体
- 全国唯一の府県域を越える広域連合
- 域内人口：2,181万人（全国の約17%）（令和2年国勢調査）
- 域内総生産：89兆円（全国の約16%）（平成30年度県民経済計算）



【構成団体】12団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、
京都市、大阪市、堺市、神戸市

- ・ 2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）により平成22年12月1日設立
- ・ 平成24年に4政令市が加入
- ・ 平成27年に奈良県が加入

【連携団体】2団体

福井県、三重県

- ・ 広域連合と密接に連携する団体として参画

関西広域連合の実施事務と今回提案事項

広域事務

広域処理により、住民生活・行政効果の向上や効率的な執行が期待できる事務を実施

分野	主な取組	
広域防災	南海トラフ巨大地震対策、災害発生時の広域応援体制の強化 等	
広域観光・文化・スポーツ振興	関西ブランドの向上、基盤整備の推進（ <u>全国通訳案内士登録事務</u> （管理番号115）※1等）、ジオパークの魅力発信・周遊促進、関西文化の魅力発信、広域スポーツの振興 等	
広域産業振興	イノベーション創出環境・機能の強化、中堅・中小企業の成長支援等	
ω 広域医療	広域的なドクターヘリの配置・運航、救急医療人材等の育成 等	
広域環境保全	温室効果ガス削減のための広域取組、府県を越えた鳥獣保護管理の取組等	
資格試験・免許等 ※2	〔資格試験・免許事務ともに実施〕	<u>調理師</u> （管理番号113）、 <u>製菓衛生師</u> （管理番号114）、 <u>准看護師</u>
	〔資格試験事務のみ実施〕	毒物劇物取扱者、登録販売者
広域職員研修	政策形成能力研修、団体連携型研修の実施 等	

※1 2府6県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県）の全国通訳案内士登録事務を関西広域連合が一元的に実施

※2 2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県）の資格試験・免許事務を関西広域連合が一元的に実施

企画調整事務

広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務を実施

→滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県が実施するクリーニング師免許（管理番号116）及び登録販売者に係る販売従事登録（管理番号117）事務について、関西広域連合が取りまとめ窓口となって共同提案

免許・登録申請提出書類①（新規申請）

下表の国家資格等の免許・登録を受けるには、試験合格などの後に、資格要件を満たすことを示す書類を添付の上、都道府県知事等に申請しなければならない。

〔新規申請提出書類〕（現状）

管理番号	国家資格等	免許・登録申請書	戸籍抄(謄)本又は住民票の写し(本籍地表示あり)※1	住民票の写し(本籍地表示なし)	手数料領収証書又は収入証紙	試験合格証書(通知書)又は養成施設卒業証書	診断書(欠格事項非該当)	宣誓書(欠格事項非該当)	写真(登録用)	雇用契約書(写し)等	〔参考〕登録・交付件数(R3提案団体計)
113	調理師	○	○	-	○	○	○	※6	-	-	4,463
114	製菓衛生師	○	○	-	○	○	○	-	-	-	1,113
115	全国通訳案内士	○	-	△※2	○	○	○	○	○	-	68
116	クリーニング師	○	○	-	○	○	-	-	-	-	60
117	登録販売者	○	○	-	○	○※3	※5	-	-	○	2,659
-	〔参考〕准看護師	○	○	-	○	○※4	○	※6	-	-	1,005

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)で令和6年度運用開始が予定されている関西広域連合事務取扱資格

- ※1 日本国籍を有しない場合は住民票の写し(国籍等表示)等
- ※2 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認のほか、運転免許証等の提示と写しの提出があった場合は提出不要の取扱い
- ※3 薬種商販売許可証の写し等も可
- ※4 関西広域連合が施行した試験の合格者については添付省略可
- ※5 精神の機能の障害により販売従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り要提出
- ※6 申請書中「罰金以上の刑に処せられたことの有無」欄が「有」の場合は、判決謄(抄)本、反省文等を提出

免許・登録申請提出書類②（変更・訂正申請・届出）

免許・登録事項に変更があったときは、遅滞なく、都道府県知事等に申請・届出しなければならない。その際、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

〔変更・訂正申請・届出※1提出書類（氏名、本籍地都道府県※2及び住所※3の変更の場合）〕（現状）

管理番号	国家資格等	変更・訂正申請・届書	戸籍抄(謄)本又は住民票の写し(本籍地表示あり)※4	戸籍抄(謄)本(本籍地表示なし)※4	住民票の写し(本籍地表示なし)	手数料領収証書又は収入証紙	旧免許・登録証	提出期限超過の場合の遅延理由書	写真(登録証用)	〔参考〕書換交付件数(R3提案団体計)
113	調理師	○	○	-	-	○	○	○	-	1,223
114	製菓衛生師	○	○	-	-	○	○	○	-	157
115	全国通訳案内士	○	-	○	△※5	○	○	-	○	67
116	クリーニング師	○	○	-	-	○	○	○※6	-	3
117	登録販売者	○	○	-	-	○	○	○※6	-	272
-	〔参考〕准看護師	○	○	-	-	○	○	○	-	433

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)で令和6年度運用開始が予定されている関西広域連合事務取扱資格

- ※1 変更・訂正の申請・届出と同時に免許・登録証の書換(訂正)交付を申請するケース
- ※2 本籍地都道府県変更については、全国通訳案内士は届出不要
- ※3 住所変更について届出が必要となるのは全国通訳案内士のみ（その他の資格免許等においては届出不要）
- ※4 変更の都度申請していなかった場合は、その間の全ての除籍抄本及び改製原戸籍抄本も併せて提出
- ※5 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認のほか、運転免許証等の提示と写しの提出があった場合は提出不要の取扱い
- ※6 書面提出不要としている団体もある（変更届書備考欄で遅延理由の記載を求めるなど）

提案に至った背景等①

〔支障事例〕

- 提案資格に係る申請手続において、本籍地都道府県名、氏名変更等の確認のために必要となる、戸籍抄(謄)本又は住民票の写し(本籍地表示あり)の添付が申請者、資格管理者双方にとって負担
- 免許・登録証の書換交付や再交付の申請において、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などにより現状と資格管理者の登録情報とが一致しない場合には、資格管理者の登録情報と一致するまで戸籍情報を遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。
- 申請者にとって何度も市区町村への戸籍抄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、資格管理者にとっても、申請者へ再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費消している。

〔支障の原因〕

- 資格保有者に義務付けられている変更・訂正の申請・届出が当該事由発生時に履行されず、資格保有者が転職・再就職等で免許・登録証が必要になった際に、改姓（結婚、離婚等）や本籍地変更等で手元の免許・登録証が使えなかったり、免許・登録証を紛失していたりして、書換交付申請や再交付申請を行う段階で、登録情報の変更・訂正の申請・届出が行われることにあるものと認識
- 現状では、資格保有者から変更・訂正の申請・届出がなされない限り、資格管理者はそのことを把握する手段がなく、資格管理者における登録情報の正確性が損なわれている。

提案に至った背景等②

〔国家資格等情報連携・活用システム（仮称）の構築〕

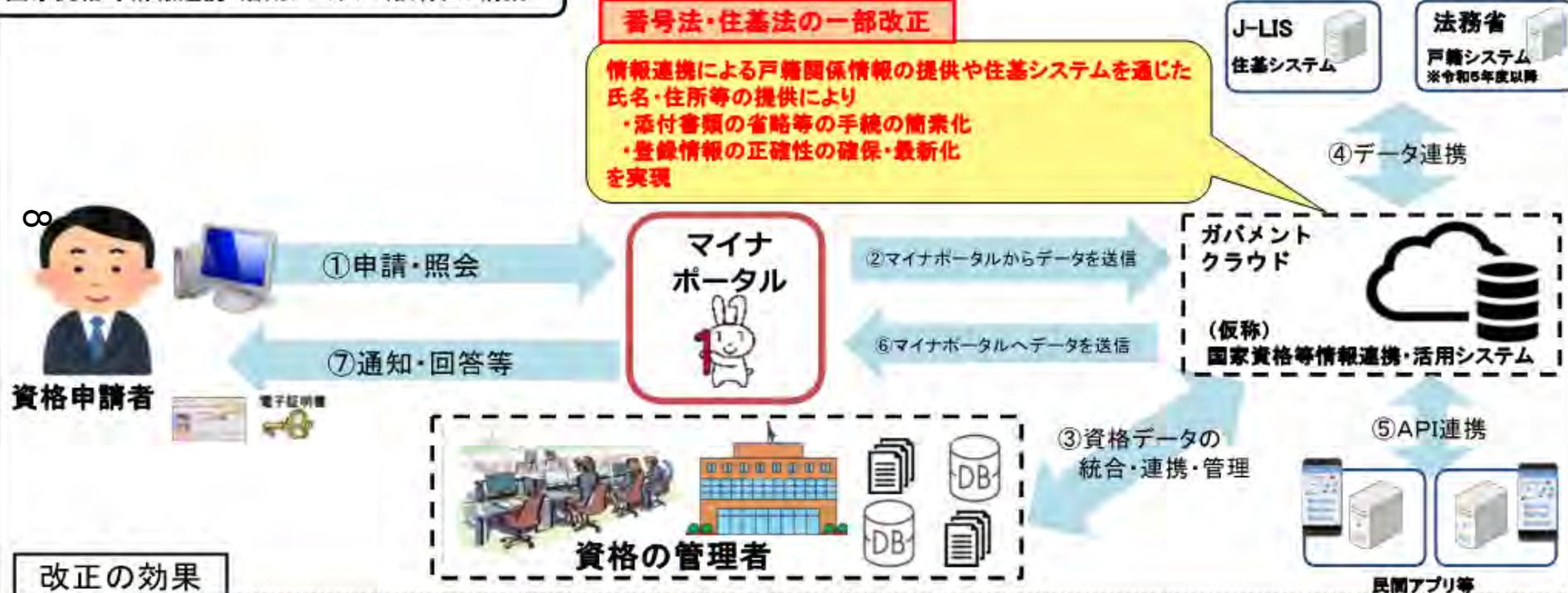
- このような中、デジタル改革関連法が令和3年5月に公布され、税・社会保障・災害等に係る32資格が個人番号利用事務に指定されることとなった。
これらの資格については、先行して国家資格等情報連携・活用システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指している。
- 令和4年度国家資格等情報連携・活用システム(仮称)設計・開発等業務調達仕様書（意見招請）(令和4年5月13日デジタル庁)（以下「意見招請仕様書」という。）では、登録情報（資格保有者の氏名、住所、本籍地など）の変更について、資格保有者がマイナポータルや紙で申請をするケースだけでなく、戸籍情報連携システムや住民基本台帳ネットワークシステムでの資格登録情報の更新を契機とするケースにも対応するとしている。（別冊要件定義書① 業務要件2.2.1.(2)）
- 具体的には、資格保有者の住所変更や本籍地変更などの状態変更を戸籍情報連携システムや住民基本台帳ネットワークへの定期及び随時照会によって情報取得し、資格管理者は取得した情報に基づいて該当資格保有者の登録者名簿の情報更新を行うこととされている。資格保有者からの変更の申請・届出の有無によることなく、資格管理者における登録情報の正確性が大きく向上することが見込まれる。
- 現時点において「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における「その他国家資格（将来的に対象となる資格）」については明確にされていないが、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査〈調査結果に基づく勧告〉結果報告書」（平成23年10月14日総務省行政評価局規制改革等担当室）によると、国が法令等に基づき設けている資格制度が313制度（平成22年7月1日現在）あり（第2 I 2 (1)）、今回提案した5資格は全てこの中に含まれている（同資料編資料6）。

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の対象資格

- デジタル庁では、税・社会保障に係る32資格その他令和6年度中からの運用を目指す国家資格(下表(ア)及び(イ))を本システムに搭載し、都度機能追加・改善を行いつつ、その他国家資格(下表(ウ))へ順次拡大していく方針
- 関西広域連合で事務を取り扱う准看護師は本システムの対象資格だが(下表(ア)⑤)、調理師、製菓衛生師、全国通訳案内士、クリーニング師及び登録販売者が将来的に本システムの対象となる資格かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期は明らかにされていない。なお、4～5ページのとおり、准看護師と調理師等とで免許・登録申請提出書類に大きな相違は存在しない。

6

(ア) 税・社会保障に係る32国家資格

① 医師	⑫ 言語聴覚士	⑳ 介護福祉士
② 歯科医師	⑬ 臨床検査技師	㉑ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉒ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉓ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉔ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉕ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉖ 保育士
⑧ 理学療法士	㉒ はり師	㉗ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	㉓ きゅう師	㉘ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉔ 柔道整復師	㉙ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉕ 救急救命士	

(イ) (ア) 以外の令和6年度中に搭載を見込む主な資格等

- ① キャリアコンサルタント
- ② 技能士
- ③ 技能講習
- ④ 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント

(ウ) その他国家資格(将来的に対象となる資格)

(記載なし)

(出所) 意見招請仕様書1(4)ウ

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)を活用した姿

調理師、製菓衛生師、全国通訳案内士、クリーニング師及び登録販売者が本システムの対象となり、かつ、意見招請仕様書の機能が全て実装された場合、申請者、資格管理者双方の負担軽減が見込まれる。

〔新規申請提出書類〕 (システム化後) ※提案団体が意見招請仕様書をもとに推定

管理番号	国家資格等	免許・登録申請書	戸籍抄(謄)本又は住民票の写し(本籍地表示あり)※1	住民票の写し(本籍地表示なし)	手数料領収証書又は収入証紙	試験合格証書(通知書)又は養成施設卒業証書	診断書(欠格事項非該当)	宣誓書(欠格事項非該当)	写真(登録証用)	雇用契約書(写し)等	〔参考〕登録・交付件数(R3提案団体計)
113	調理師	電子的に提出 (申請フォームに入力)	提出不要 (住基・戸籍のシステムとの自動連携)		提出不要 (電子的納付確認)	提出不要 (本システム内から情報を取得)又は電子的に提出 (PDF等ファイルのアップロード)	電子的に提出	電子的に提出	-	-	4,463
114	製菓衛生師						-	-	-	1,113	
115	全国通訳案内士						電子的に提出	-	-	68	
116	クリーニング師						-	-	-	60	
117	登録販売者						電子的に提出	-	-	電子的に提出	2,659

〔変更・訂正申請・届出※1提出書類 (氏名、本籍地都道府県※2及び住所※3の変更の場合)〕 (システム化後) ※提案団体が意見招請仕様書をもとに推定

管理番号	国家資格等	変更・訂正申請・届書	戸籍抄(謄)本又は住民票の写し(本籍地表示あり)※4	戸籍抄(謄)本(本籍地表示なし)※4	住民票の写し(本籍地表示なし)	手数料領収証書又は収入証紙	旧免許・登録証	提出期限超過の場合の遅延理由書	写真(登録証用)	〔参考〕書換交付件数(R3提案団体計)
113	調理師	電子的に提出 (申請フォームに入力)	提出不要 (住基・戸籍のシステムとの自動連携)			提出不要 (電子的納付確認)	○	電子的に提出	-	1,223
114	製菓衛生師						○	-	-	157
115	全国通訳案内士						○	-	電子的に提出	67
116	クリーニング師						○	電子的に提出	-	3
117	登録販売者						○	-	-	272

制度改正による効果等

今回提案資格に係る免許・登録関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、資格取得・保有者の申請の手間が軽減されるばかりでなく、資格管理者の審査事務の効率化が期待される。

〔資格取得・保有者にとっての効果等〕

- 申請が電子的に可能になるばかりでなく、市区町村への戸籍抄(謄)本や住民票の写しの取り寄せ手続が不要となる。
- 申請手数料を電子的に納付することが可能となる。
- 結果として、申請から免許・登録までの期間の短縮が見込まれる。

〔資格管理者にとっての効果等〕

- 国家資格等情報連携・活用システム(仮称)を介した戸籍情報連携システムや住民基本台帳ネットワークと資格名簿の自動連携により、資格管理者における登録情報の正確性が大きく向上することが見込まれる。
- 申請者へ再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに費やす回数・時間の抑制など、審査事務の効率化が期待される。

これらの効果等を踏まえ、今回提案資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象であることの明示及び令和6年度以降なるべく早期の運用開始を期待